

○ 国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 事業内容</p> <p>国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳細は<u>別紙1から別紙3までのとおりとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 畜産環境対策総合支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>都道府県単位のマッチング体制を構築するため、マッチング活動や、堆肥・液肥散布機のシェアリング、環境に配慮した畜産経営に関する調査等を支援する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> <p><u>悪臭低減又は汚水処理に係る高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修及び併せて実施する畜産に由来する臭気の測定又は排水の水質検査等を支援する。</u></p>	<p>第1 事業内容</p> <p>国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳細は<u>別紙1及び別紙2のとおりとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 畜産環境対策総合支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> <p>高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修及び併せて実施する畜産に由来する臭気の測定又は排水の水質検査等を支援する。</p>

3 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業

温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物の管理方法の変更のための施設等の整備又は補改修を支援する。

別紙1（第1の1関係）

国内肥料資源活用総合支援事業

第7 事業実施計画書の作成

1 事業実施主体は、第4の（1）又は（2）の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第1項の農産局長等が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を別記様式第4号及び別記様式第5－1号により作成し、第8の1に定める方法で提出する。なお、第4の（1）の事業に限っては、総事業費が20億円を超える場合、かつ、工程上、単年度での事業完了が不可能である場合には、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、総事業費が20億円を超えない場合でも、工程上、単年度での事業完了が不可能であると認められ、かつ、成果目標である肥料成分ベースの肥料原料若しくは肥料の供給数量又は肥料の取扱数量が100tを超える場合には、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるものとする。なお、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものでないものとする。

2・3（略）

（新設）

別紙1（第1の1関係）

国内肥料資源活用総合支援事業

第7 事業実施計画書の作成

1 事業実施主体は、第4の（1）又は（2）の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第1項の農産局長等が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を別記様式第4号及び別記様式第5－1号により作成し、第8の1に定める方法で提出する。なお、第4の（1）の事業に限っては、総事業費が20億円を超える場合、かつ、工程上、単年度での事業完了が不可能である場合には、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものでないものとする。

2・3（略）

第10 事業の着手

- 1 (略)
- 2 ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、補助金交付候補者は、あらかじめ第8に基づき事業実施計画書の提出先の者（以下「都道府県協議会長等」という。）の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第8号により都道府県協議会長等に提出するものとする。なお、補助金交付候補者は、交付決定前に事業に着手した場合は、交付申請書に添付する事業実施計画書の第1の3に、着手予定年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載することとする。

- 3 (略)

- 4 都道府県協議会長等は、補助金交付候補者が2に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようとするものとする。

第14 事業の評価等

- 1 第4の（1）又は（2）を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。
(1)～(4) (略)
(5) 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、都

第10 事業の着手

- 1 (略)
- 2 ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、補助金交付候補者は、あらかじめ交付等要綱別表の交付決定者の欄に掲げる者（ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。以下「交付決定者」という。）の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第8号により交付決定者（第8の1の（1）により事業実施計画書を提出した場合は都道府県協議会を通じて提出するものとする。）に提出するものとする。

- 3 (略)

- 4 交付決定者は、補助金交付候補者が2に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようとするものとする。

第14 事業の評価等

- 1 第4の（1）又は（2）を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。
(1)～(4) (略)
(5) 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、都

道府県協議会を通じて引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、別記様式第12号により改善計画を提出させるものとする。ただし、事業実施計画書が第8の1の（2）により提出されている場合、地方農政局長等は事業実施主体に直接指導を行うものとする。

2 第4の（3）（別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組に限る。）を実施した都道府県協議会長が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

（1）～（4）（略）

（5）地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、都道府県協議会長の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、都道府県協議会長に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、別記様式第12号により改善計画を提出させるものとする。

3 第4の（4）又は（5）を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

（1）～（4）（略）

（5）農産局長は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、別記様式第12号により改善計画を提出させるものとする。

第15 証拠書類の保管

補助事業者は、事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から

道府県協議会を通じて引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。ただし、事業実施計画書が第8の1の（2）により提出されている場合、地方農政局長等は事業実施主体に直接指導を行うものとする。

2 第4の（3）（別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組に限る。）を実施した都道府県協議会長が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

（1）～（4）（略）

（5）地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、都道府県協議会長の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、都道府県協議会長に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

3 第4の（4）又は（5）を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

（1）～（4）（略）

（5）農産局長は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

第15 証拠書類の保管

補助事業者は、事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から

起算して5年間保管するとともに、交付決定者（交付等要綱別表の交付決定者の欄に掲げる者。ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。以下「交付決定者」という。）から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

別紙1－1（別紙1の第4の（1）関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援

第2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第13号により肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（以下「連携計画」という。）を作成すること。

別紙1－1－1（別紙1－1の第3の3関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1～3（略）

4 事業の施行

（1）施工方法

（略）

ア（略）

起算して5年間保管するとともに、交付決定者から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

別紙1－1（別紙1の第4の（1）関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援

第2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第12号により肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（以下「連携計画」という。）を作成すること。

別紙1－1－1（別紙1－1の第3の3関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1～3（略）

4 事業の施行

（1）施工方法

（略）

ア（略）

イ 請負施行

(略)

(ア) 請負方法

(略)

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第14号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(イ)・(ウ) (略)

ウ 委託施行

(略)

委託先の選定に当たっては、イの（ア）の方法に準じて行い、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第14号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

(略)

(ア) 代行施行の選択

イ 請負施行

(略)

(ア) 請負方法

(略)

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(イ)・(ウ) (略)

ウ 委託施行

(略)

委託先の選定に当たっては、イの（ア）の方法に準じて行い、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

(略)

(ア) 代行施行の選択

(略)

(イ) 代行者の選択

(略)

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第14号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

(略)

(エ) 施工業者の選定

(略)

また、事業実施主体は、施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第14号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(オ) ~ (ク) (略)

(2) (略)

第2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第15号により、事業実施計画書を提出した都道府県協

(略)

(イ) 代行者の選択

(略)

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

(略)

(エ) 施工业者の選定

(略)

また、事業実施主体は、施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(オ) ~ (ク) (略)

(2) (略)

第2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第14号により、事業実施計画書を提出した都道府県

議会長又は地方農政局長等に届け出るものとする。

2・3 (略)

第5 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について
(略)

- (1)・(2) (略)
- (3) 増築等に伴う手続

ア 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第16号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に届け出るものとする。

イ 都道府県協議会長は、アによる届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第16号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

別紙1－2（別紙1の第4の（2）関係）

国内肥料資源活用総合推進支援

第2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第13号より連携計画を作成すること。

協議会長又は地方農政局長等に届け出るものとする。

2・3 (略)

第5 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について
(略)

- (1)・(2) (略)
- (3) 増築等に伴う手続

ア 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第15号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に届け出るものとする。

イ 都道府県協議会長は、アによる届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第15号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

別紙1－2（別紙1の第4の（2）関係）

国内肥料資源活用総合推進支援

第2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第12号より連携計画を作成すること。

別紙1－2－1（別紙1－2の第6の5の関係）

栽培実証に係る要件及び成果目標について

第1 栽培実証の要件

本事業における栽培実証とは、これまで使用してきた海外からの輸入原料に依存した肥料と新しく使用しようとする国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率の違いを実際に栽培を行うことによって検証する取組をいい、以下に掲げる要件を満たすものを補助対象とする。

1 (略)

2 対象作物について

肥培効果の検証には、事業実施年度内に収穫物を得られる農作物だけでなく、事業実施年度の翌年度に収穫物を得られる農作物も用いることができるものとする。ただし、事業実施年度の翌年度に発生する経費については、補助の対象外とする。

3 事業完了について

栽培実証の結果を取りまとめたことをもって事業の完了とし、事業完了後に提出する実績報告書には、その結果を添付すること。ただし、事業実施年度の翌年度に収穫物を得られる農作物を用いた肥培効果の検証を行った場合には、事業実施年度の2月末日時点における取組状況を取りまとめ、実績報告書に添付することとし、事業実施年度の翌年度末までに取組の内容及び検証した結果を報告すること。なお、肥培効果の検証の一環として、作物の収穫後に土壤分析や作物体の分析を行う場合は、事業実施期間中に分析結果まで明らかにする必要がある。

別紙1－2－1（別紙1－2の第6の5の関係）

栽培実証に係る要件及び成果目標について

第1 栽培実証の要件

本事業における栽培実証とは、これまで使用してきた海外からの輸入原料に依存した肥料と新しく使用しようとする国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率の違いを実際に栽培を行うことによって検証する取組をいい、以下に掲げる要件を満たすものを補助対象とする。

1 (略)

(新設)

2 事業完了について

栽培実証の結果を取りまとめたことをもって事業の完了とし、事業完了後に提出する実績報告書には、その結果を添付すること。なお、肥培効果の検証の一環として、作物の収穫後に土壤分析や作物体の分析を行う場合は、事業実施期間中に分析結果まで明らかにする必要がある。

別紙1－7（別紙1の第8関係）

事業実施計画書に対する審査基準

事業実施主体から提出された事業実施計画書については、下記の審査基準に基づき、評価する。

第1 国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準

1～4（略）

審査項目			評価ポイント	
必須項目	(略)	①～⑥（略）	(略)	
評価項目	成果目標	a)～d)（略）	⑦～⑩（略）	(略)
加算項目	(略)	⑪（略）	(略)	
加算項目	(略)	⑫ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用す		

別紙1－7（別紙1の第8関係）

事業実施計画書に対する審査基準

事業実施主体から提出された事業実施計画書については、下記の審査基準に基づき、評価する。

第1 国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準

1～4（略）

審査項目			評価ポイント	
必須項目	(略)	①～⑥（略）	(略)	
評価項目	成果目標	a)～d)（略）	⑦～⑩（略）	(略)
加算項目	(略)	⑪（略）	(略)	
加算項目	(略)	⑫ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用す	⑫ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用す	

		<p>ることを想定している場合（窒素、りん酸、加里を保証又は表示するものに限る。）</p> <p>ア～ウ（略） <u>工 国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計が3%未満</u> (注)（略）</p>	<p>(略)</p> <p><u>不採択</u></p>		<p>ることを想定している場合（窒素、りん酸、加里を保証又は表示するものに限る。）</p> <p>ア～ウ（略） (新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
(略)	⑬～⑯（略）	(略)	(略)	(注)（略）	(略)	⑬～⑯（略）

※地域計画のうち、以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア　目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。

イ　目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用

※地域計画のうち、以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア　目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

イ　目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用

いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（2）（略）

別記様式第5－1号

第1 事業の目的及び成果目標等

1・2（略）

3 事業完了予定（年月日）

(記載例：2025年3月31日)

事業着手予定年月日及び交付決定前着手届の文書番号

(記載例：○年○月○日付け○○第
○○○○号 交付決定前着手届)

注：事業採択された場合、交付申請時に記載すること。

4（略）

5 成果目標

（1）国内肥料資源活用施設総合整備支援

用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

（ア）現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること

（イ）現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること

（ウ）現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること

（2）（略）

別記様式第5－1号

第1 事業の目的及び成果目標等

1・2（略）

3 事業完了予定（年月日）

(記載例：2025年3月31日)

（新設）

4（略）

5 成果目標

（1）国内肥料資源活用施設総合整備支援

(実施要領別紙1－1の第3の1の(1)又は(2)の取組を実施する場合にあっては①の目標を、実施要領別紙1－1の第3の1の(3)の取組を実施する場合にあっては②の目標を設定してください。)

目標	目標年度	現状値 (供給量 ベース)	目標値 (供給量 ベース) (過年度 事業)	目標値 (供給量 ベース) (本年度 事業)	増加量 (供給量 ベース)
①：国内資源由来肥料原料又は肥料の供給数量の増加		t	t	t	t
		t	t	t	t

注1・注2（略）

【成分ベースでの増加量】

目標	増加量 (供給 量ベー ス)	国内資源由来成分 (%)				増加量 (成分 ベー ス)
		窒素	りん酸	加里	合計	

(実施要領別紙1－1の第3の1の(1)又は(2)の取組を実施する場合にあっては①の目標を、実施要領別紙1－1の第3の1の(3)の取組を実施する場合にあっては②の目標を設定してください。)

目標	目標年度	現状値 (供給量 ベース)	目標値 (供給量 ベース) (過年度 事業)	目標値 (供給量 ベース) (本年度 事業)	増加量 (供給量 ベース)
①：国内資源由来肥料原料又は肥料の供給数量の増加		t	t	t	t
		t	t	t	t

注1・注2（略）

【成分ベースでの増加量】

目標	増加量 (供給 量ベー ス)	国内資源由来成分 (%)				増加量 (成分 ベー ス)
		窒素	りん酸	加里	合計	

①：国内資源由来肥料原料又は肥料の供給数量（肥料成分ベース）の増加	t					t
-----------------------------------	---	--	--	--	--	---

注1：増加量（供給量ベース）については、上表の最右欄の増加量を、国内資源由来成分については、4 供給・利用する肥料の最右欄の割合を転記してください。ただし、肥料原料の増加量を目標値としている場合は、供給する肥料原料から製造される製品量に換算してください。製品量が算出できない場合は、肥料原料の増加量×肥料原料の国内資源由来成分の合計値（%）により、増加量（成分ベース）を算出してください（この場合、肥料原料の国内資源由来成分の根拠資料を添付すること。）。

注2：増加量（成分ベース）については、増加量（供給量ベース）×国内資源由来成分の合計値を記載してください。なお、増加量（成分ベース）の値が、10tに満たない場合は、不採択となります。

注3：国内資源由来肥料が複数ある場合には、肥料ごとに増加量（供給量ベース）と国内資源由来成分の合計値を掛け合わせた値

①：国内資源由来肥料原料又は肥料の供給数量（肥料成分ベース）の増加	t					t
-----------------------------------	---	--	--	--	--	---

注1：増加量（供給量ベース）については、上表の最右欄の増加量を、国内資源由来成分については、4 供給・利用する肥料の最右欄の割合を転記してください。

注2：増加量（成分ベース）については、増加量（供給量ベース）×国内資源由来成分の合計割合の値を記載してください。なお、増加量（成分ベース）の値が、10tに満たない場合は、不採択となります。

注3：国内資源由来肥料が複数ある場合には、肥料ごとに増加量（供給量ベース）と国内資源由来成分の合計割合を掛け合わせた

を算出し、その合計値とします。

注4 (略)

目標	目標年度	現状値 (取扱数量ベース) (過年度事業)	目標値 (取扱数量ベース) (本年度事業)	増加量 (取扱数量ベース)
②：国内資源由来肥料の取扱数量の增加		t	t	t
		t	t	t

注1・注2 (略)

【成分ベースでの増加量】

目標	増加量 (取扱数量ベース)	国内資源由来成分 (%)				増加量 (成分ベース)
		窒素	りん酸	加里	合計	
②：国内資源由来肥料の取扱数量	t					t

値を算出し、その合計値とします。

注4 (略)

目標	目標年度	現状値 (取扱数量ベース) (過年度事業)	目標値 (取扱数量ベース) (本年度事業)	増加量 (取扱数量ベース)
②：国内資源由来肥料の取扱数量の增加		t	t	t
		t	t	t

注1・注2 (略)

【成分ベースでの増加量】

目標	増加量 (取扱数量ベース)	国内資源由来成分 (%)				増加量 (成分ベース)
		窒素	りん酸	加里	合計	
②：国内資源由来肥料の取扱数量	t					t

(肥料 成分ベ ース) の増加	t					t
--------------------------	---	--	--	--	--	---

注1 (略)

注2 : 増加量(成分ベース)については、増加量(取扱数量ベース)
×国内資源由来成分の合計値を記載してください。なお、増
加量(成分ベース)の値が、10tに満たない場合は、不採択と
なります。

注3 : 国内資源由来肥料が複数ある場合には、肥料ごとに増加量(取
扱数量ベース)と国内資源由来成分の合計値を掛け合わせた
値を算出し、その合計値とします。

注4 (略)

(2) (略)

6 (略)

第4 添付資料

1・2 (略)

3 共通

(1) 連携計画(別記様式第13号)

(2)～(6) (略)

(7) 連携計画に記載の連携先について、双方の合意が確認でき
る資料(原料供給事業者又は肥料製造事業者が事業実施主体
になる場合であって、連携計画の肥料利用者として小売店等
(ホームセンターを含む。)を位置付ける場合に限る。)

(肥料 成分ベ ース) の増加	t					t
--------------------------	---	--	--	--	--	---

注1 (略)

注2 : 増加量(成分ベース)については、増加量(取扱数量ベース)
×国内資源由来成分の合計割合の値を記載してください。な
お、増加量(成分ベース)の値が、10tに満たない場合は、不
採択となります。

注3 : 国内資源由来肥料が複数ある場合には、肥料ごとに増加量(取
扱数量ベース)と国内資源由来成分の合計割合を掛け合
せた値を算出し、その合計値とします。

注4 (略)

(2) (略)

6 (略)

第4 添付資料

1・2 (略)

3 共通

(1) 連携計画(別記様式第12号)

(2)～(6) (略)

(新設)

(8)・(9) (略)

(実績報告時) (略)

(別紙4) 国内肥料資源活用総合推進支援 栽培実証計画

注1～注4 (略)

注5 : (19)～(20) 欄：本事業で実証に取り組む目的に合致する
ものに○を付す。

注6～注9 (略)

(別紙5) 国内肥料資源活用総合推進支援 機械・機器一覧

注1～注6 (略)

機械導入者情報	対象品目・肥料情報			導入機械情報	備考
	対象品目	対象肥料名	対象肥料 施用量 (kg/10a))		
(略)				(略)	(略)
(1)～(5)	(6)	(7)	(8) (17)	(9)～ (18)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(7)・(8) (略)

(実績報告時) (略)

(別紙4) 国内肥料資源活用総合推進支援 栽培実証計画

注1～注4 (略)

注5 : (19)～(20) 欄：本事業で実証に取り組む目的に合致する
ものに○を付す。なお、栽培暦上、事業実施年度内に収穫で
きない品目については、(19) 肥培効果の検証はできないた
め (20) 散布効率の検証のみを行うものとする。

注6～注9 (略)

(別紙5) 国内肥料資源活用総合推進支援 機械・機器一覧

注1～注6 (略)

機械導入者情報	対象品目・肥料情報			導入機械情報	備考
	対象品目	対象肥料名	(新設)		
(略)				(略)	(略)
(1)～(5)	(6)	(7)	(新設)	(8)～ (16)	(17)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別紙6) 国内肥料資源活用総合推進支援 工程表

(略)

注1・注2 (略)

注3:③において事業実施年度の翌年度に収穫物を得られる農作物を用いた肥培効果の検証を行った場合には、2年度目の工程表を追加すること。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

〇〇 (注) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業交付決定前着手届

事業実施計画書に基づく下表の事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領(令和4年12月21日付け 4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知)別紙1の第10の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届出する。

(別紙6) 国内肥料資源活用総合推進支援 工程表

(略)

注1・注2 (略)

(新設)

別記様式第8号

番 号
年 月 日

交付決定者 (注) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業交付決定前着手届

事業実施計画書に基づく下表の事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領(令和4年12月21日付け 4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知)別紙1の第10の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届出する。

記

1・2 (略)

(注) 事業実施計画書を都道府県協議会長へ提出した場合は、「○○協議会長」、地方農政局等へ提出した場合は、「北海道農政事務所長」、「○○農政局長」又は「内閣府沖縄総合事務局長」、農産局長へ提出した場合は「農産局長」とする。

別記様式第12号

番_____号
年 月 日

○○(注) 殿

所在 地
事業実施主体名
代表者氏名

国内肥料資源活用総合支援事業における事業実施に関する改善計画について

○○～○○年度において実施した国内肥料資源活用総合支援事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよ

記

1・2 (略)

(注) 事業実施計画書を都道府県協議会長へ提出した場合は、「○○協議会長」とする。

(新設)

う、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け）
4 農産第3509号農林水産省農産局長、4 畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1の第14の1の（5）、2の（5）及び3の（5）
の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となつた理由等	

(注) 改善計画を都道府県協議会長へ提出した場合は、「○○協議会長」、地方農政局等へ提出した場合は、「北海道農政事務所長」「○○農政局長」又は「内閣府沖縄総合事務局長」、農産局長へ提出した場合は「農産局長」とする。

別記様式第13号～別記様式第16号（略）

別記様式第12号～別記様式第15号（略）

附 則

- この通知は、令和7年12月26日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。